

平成30年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年8月28(火)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時40分	
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行		
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 夕美子	10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
			12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	6番	小里 千恵子		
議事録署名委員	5番	伊勢村 春行	7番	正木 正二
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	事務局	平田 賢礼		
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農用地利用集積計画について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地利用状況調査による非農地承認について
議案第6号	農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は6番小里委員の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申します。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番伊勢村委員、7番正木委員両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	農用地利用集積計画についての説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積計画について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので許可することとします。
第2号議案	議 長	続いて議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。山内推進委員からの報告をお願いします。
	12番	小島地区担当の山内です。受付番号3-8について報告します。場所は役場本庁から西へ300mのところへあります。8月22日に若林委員と譲渡人であります池田豊明さん同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は高齢者でありまして耕作することが困難になったために池田さんが譲り受け農業経営の規模拡大を図るためです。この他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題はないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。第3条による許可申請について報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	事務局	(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。担当推進委員による事前調査をお願いしています。中岡推進委員から報告をお願いします。
	13番	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号4-7について報告します。場所は父木野の清瀧神社から50mほどの場所にあります。8月24日に小川農業委員同行のもと調査を行いました。申請のあった農地は現在育苗用ハウスや簡易牛舎、堆肥舎などがあり農業用の施設として利用されていますがこの度、規模拡大に伴い牛舎の建設に併せて農機具庫の設置やハウスの周りのコンクリート舗装などをしてこの農地一帯を整備することになりこの申請をされました。農業振興地域からの除外は手続き済みで被害防除措置等も十分と思われ周囲への影響も無いものと思われまます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	13番	農機具倉庫とか牛舎とか農業用施設用地へコンクリート舗装されるようですがこれは農業用施設ということで農振除外が必要なのか？
	事務局長	県の農業会議へ確認したところ宅地にするので農振地域から外して下さいと言われております。
	13番	もし宅地ということがないのなら農機具とか牛舎、農業用施設だったら農振除外は必要ないのでは？
	事務局	今回は宅地ということで県の方から農振除外をしてくださいという指導があったのですが本来農業用施設ということであれば農振から外すことはないのですが今回は面積が大きいので200㎡以上になりますので農振から外すことになります。
	事務局長	今回は全体的にコンクリートを打つので農地という概念から外れてくると思います。
	13番	例えばハウスに付随したコンクリートだったら農地としてみるというのが前にあったと思うのですが。
	議長	野菜を作る場合は良いが牛を飼う場合はダメです。ハウス栽培ができないとだめです。
	事務局長	農地に当たらないものとして農業用の敷地にコンクリートをする場合には農地にあたらないとなっておりますので今回の申請のハウスは今育苗しておりますが終わったら資材置き場にしたいということです。
	議長	他にございませんか？
	10番	これだけ面積が広いと付随したものの固定資産税がすごく大きくなると思うのですが牛舎やライスセンターなどの建物のようにコンクリートを打ったところだけをするのがいいと思うのですが。そこが随分節約になると思うのですが。
	事務局長	そこまでは確認しておりませんが一帯で宅地にされるようです。

	10番	毎年払うよりかは分筆の方が安くすむかなあと思ったのですが。
	議長	将来的に施設の増設等やる場合が分筆してやるよりかは今回一樣にやっときたいという本人の意向だと思います。鶏舎を建てた時に変わった形で地目変更されています。写真の下側にある白っぽい建物が鶏舎のあとです。あと光末さんのほうで購入をして増設された施設だと思います。他にございませんか？
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	12番	小畠地区担当の山内です。受付番号5-11、5-12について報告します。隣り合わせの土地になります。場所は役場本庁より北東へ3キロの神石高原町し尿処理場の近くになります。8月22日に若林委員と譲受人の代理人であります行政書士の竹内氏と3名で行いました。譲渡人は高齢者であり農業従事が困難となり売買するもので譲渡人は譲り受け後太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外も手続き済みです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を共に満たしていると考えます。
	議長	ありがとうございました。続いて5-13、5-14の案件について報告をお願いします。
	13番	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号5-13について報告します。場所はどちらとも父木野清瀧神社から50mのところへあります。調査日時も同じ日に行いました。繁殖牛の拡大に伴い資材置場が必要となるため譲渡人から譲り受け飼料置き場として利用したい意向です。申請のあった農地は農業振興地域からは除外済みです。被害防除措置等充分と思われ周囲への影響もないものと思われれます。続いて5-14について報告します。繁殖牛の拡大に伴い牛舎が必要となるため譲渡人から譲り受け牛舎を今年度と来年度の2年間で2棟建てるためこの農地を転用して利用したい意向です。申請のあった農地は農業振興地域からは除外済みです。被害防除措置等充分と思われ周囲への影響もないものと思われれます。以上で報告を終わります。

	議 長	説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	10番	5-11、5-12なんですが登記面積が倍以上違うのにパネルの設置枚数が同じというのがわからないのと5-11は80歳の方が太陽光発電の事業をされるというのを確認したいのですが。
	事務局長	パネルの枚数ですが199枚のほうは間をあげずに横に引っ付けて3列で設置されるようです。となりの200㎡の方は離して小分けで設置されるようです。
	議 長	友安さんの件は申請段階では書類等全て整っているんで年齢のことまで関与するわけにはいかないので問題ないと思います。このところ収まっていた太陽光発電の申請が全体的にまた動きだしました。どうしてかはわからないのですが専門業者による太陽光発電の設置が増えているようです。設備投資額が下がっているから電気代も下がっているんだということですが申請書を見る限りでは設備費はほとんど変わっていません。これから電気代が下がると聞いております。ですが、それでも採算が合うからやっているのでしょう。これからも太陽光が増えていくようです。十分な説明ができませんでした。採決に移らせて頂きます。
	議 長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議 長	議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
	事務局	(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	1番	今回で非農地承認は終わりということでしょうか？安田地域は1件もなかったのではあるのかなと思って。
	事務局	今年度については終わりですが安田地域については地籍調査が入ってますから地籍調査で地目が変わってくるというのがありますので現況が非農地であっても地籍で山林ということになることも。地籍で近々登記をする地区については残しているという状況です。豊松についても同じです。地籍とも横の連携を取っていますがすぐに登記が付かない所については非農地承認で地権者の方に地目を変えて下さいねという手続きをしていこうと思っておりますが地籍係で調整中です。非農地承認はまだ来年もあります。これで終わったということではありません。
	1番	非農地承認のほうの手続きが早いと思うので。
	事務局	地籍より非農地の方がスムーズにいくと思います。地籍が来年、再来年登記する予定のところは農業委員会が非農承認をしたら地籍に全部報告しないといけなくなります。地目が田畑でなくなったところは地籍のほうを修正しないといけなくなります。
	1番	地籍が終わって6、7年たっても未だに終わってない。

	事務局	安田地区に関しては特に遅れているようです。ですから地籍係と調整を行っています。
	議長	油木では利用状況調査の28年9月のパトロールをやったものまでが今回対象となっております。地域によってはもう少し古いものが残っていると思いますが今年またやっていきますと去年29年度の調査部分がこれから新たに発生してきます。
	事務局	農業委員、推進員に昨年度B判定してもらったものについては本年度各支所の相談員に現地確認をしてもらいます。1年遅れで再確認するということとなります。それと合わせて山の中にぽつんとあるような農地について独自で追加して非農地として確認されたというのがこれから出てきます。本日、承認頂ければ町内全域の非農地承認を頂いたものについては地権者や納税管理人の方に〇〇番地は非農地にしても良いですか？という通知をさせて頂きまして同意を頂いたかたのみについて税務係、法務局に地目変更登記所がでたら受けてくださいというのを申請し税務係には現況課税ですからこれは山林化しているので来年度からは山林課税をしてくださいということを通知します。同意が得られなかった農地については赤判定したんですがそのまま農地として残すという形になると思います。
	議長	他にございませんか無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」報告通り賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので報告通り許可することとします。
第6号議案	議長	続きまして議案第6号「農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。小寺推進委員の報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号6-3について報告します。場所は高蓋郵便局から東へ600mのところへ四差路の交差点があります。その交差点から北東へ約50mのところにあります。8月27日に佐伯会長と事務局長同行のもと調査しました。今回の空き家バンクへの「登録建物は議案書86ページの航空写真で説明しますと写真の下側の申請農地のすぐ北側に隣接している建物が空き家バンクに登録してある建物です。申請農地は写真綴りの9ページを見てもらうと現在草刈りが出来ているように見えます。実は隣家のかたがあまり草が増えると困るということで草を刈ってあげているという状況です。聞くところによると既に購入希望がおられるようですが確認は取れてません。面積要件等問題ないと思われます。以上で報告終わります。
	議長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようですので採決に移らせて頂きます。

		議案第6号「農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について」申請通り登録することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り登録することとします。
報告第1号	議長	続いて報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。
	事務局	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。酒井推進員報告をお願いします。
	5番	上豊松、笹尾地区担当の酒井です。受付番号7-2について報告します。場所は豊松支所より北西へ4キロのところへあります。8月24日に大埕農業委員と調査しました。業者はソフトバンク株式会社でコンクリート柱14.6mの柱を建てる予定です。所有者の同意も得ているので問題ないと思われます。続いて7-3について報告します。場所は豊松支所から北西に2キロのところにあります。8月24日に大埕農業委員と調査しました。内容は7-2と同じなので省略します。以上で報告を終わります。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございますのでこの案件は報告事項でございますので申請通りとさせていただきます。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時40分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成30年9月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>5番 伊勢村委員</p> <hr/> <p>7番 正木委員</p> <hr/>